

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年2月24日
【発行者の名称】	株式会社ミモナ (Mimona Co., Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 道夫
【本店の所在の場所】	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田4番地の1
【電話番号】	0736-25-6639
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 山中 一晃
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ミモナ https://www.mimona.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第17期中	第16期
会計期間	自2022年6月1日 至2022年11月30日	自2021年6月1日 至2022年5月31日
売上高 (千円)	2,290,171	3,583,994
経常利益 (千円)	422,759	511,542
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	282,009	345,477
中間包括利益又は包括利益 (千円)	282,009	345,477
純資産額 (千円)	1,002,611	720,602
総資産額 (千円)	2,509,728	1,779,432
1株当たり純資産額 (円)	3,342.03	2,402.00
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	940.03	1,151.59
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	39.9	40.5
自己資本利益率 (%)	32.7	47.9
株価収益率 (%)	—	—
配当性向 (%)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△216,937	82,251
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△40,670	△42,625
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	184,931	186,876
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	294,812	367,455
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	42 〔39〕	44 〔40〕

- (注) 1. 当社は、第16期より連結財務諸表を、第17期中より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式の上場が2023年1月26日であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 2022年10月15日付で普通株式1株につき1,500株の株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2022年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
アウトドアスポーツ事業	33 [37]
工業用製品事業	2 [－]
全社(共通)	7 [2]
合計	42 [39]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、経理財務部・経営管理部の人員数であります。

（2）発行者の状況

2022年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 [39]	33.6	2.6	3,148

セグメント名称	従業員数(名)
アウトドアスポーツ事業	30 [37]
工業用製品事業	－ [－]
全社（共通）	5 [2]
合計	35 [39]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）は、経理財務部・経営管理部の人員数であります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当中間連結会計期間より、中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較・分析の記載はしていません。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原材料・エネルギー価格の高騰、急速な円安の進行による物価上昇が続いており、今後の景気鈍化が懸念されております。世界経済においてはロシア・ウクライナ問題の長期化による資源価格の高騰や欧米におけるインフレ加速に伴う政策金利の引き上げ等、先行きは不透明な状況が続いております。国内経済においては、各種政策による景気の向上が期待されているものの、世界的な金融引締め等が進む中での金融資本市場の変動や原材料価格の上昇等による下振れリスクが懸念されております。

当社グループが属するアウトドアスポーツ業界につきましては、消費者のアウトドア、レジャー等の自然指向の需要が継続した状況にあります。新型コロナウイルス感染症対策の緩和を受け、経済活動が徐々に正常化に向かう中で、旅行等のレジャー需要の回復が見られたことで、キャンプ需要は前年の急拡大からは落ち着きを見せたものの、キャンプ需要への関心の高さは継続しており、順調に推移していると考えられます。また、工業用製品部門においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けませんでした。円安に伴う金融資本市場の変動等により打撃を受ける結果となりました。

こうした状況の下、当社グループの営業概況としましては、アウトドアスポーツの部門は好調に推移致しました。特にアウトドア関連商品の売上好調もあり、卸売チャネルについては前年よりも大きく上回る成長を致しました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は2,290,171千円、営業利益は424,923千円、経常利益は422,759千円、親会社株主に帰属する中間純利益は282,009千円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① アウトドアスポーツ事業

アウトドア関連商品の好調により、当中間連結会計期間の売上高は2,171,465千円、営業利益は390,710千円となりました。

② 工業用製品事業

安定的なセキュリティインク需要により当中間連結会計期間の売上高は128,121千円、営業利益は34,212千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して72,642千円減少し、294,812千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は216,937千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益426,384千円、売上債権の増加額387,137千円、棚卸資産の増加額407,414千円、仕入債務の増加額248,671千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は40,670千円となりました。これは主に定期預金の預入による支出22,000千円、有形固定資産の取得による支出26,507千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は184,931千円となりました。これは主に短期借入金の純増加額265,454千円、長期借入金の返済による支出等80,028千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当社グループが展開する事業の特性上、受注実績の記載になじまないため、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
アウトドアスポーツ事業	2,162,050	-
工業用製品事業	128,121	-
合計	2,290,171	-

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売金額及び当該販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。
3. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社(以下、「甲」という。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定めております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日の後最初に到着する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)まで定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（前条第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑮ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。

また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、担当J-Adviser契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2022年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年2月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何らかの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	-	-

(注) 2022年10月5日開催の取締役会決議により2022年10月15日付で普通株式1株を1,500株に分割しております。これにより、発行済株式総数は299,800株増加し、300,000株となっております。また、株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式数は1,199,200株増加し、1,200,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年10月15日(注)	299,800	300,000	-	10,000	-	-

(注) 普通株式1株を1,500株に株式分割したことによるものです。

(6) 【大株主の状況】

2022年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
池田 道夫(注)	和歌山県伊都郡かつらぎ町	300,000	100.00
計	-	300,000	100.00

(注) 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,000	3,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	300,000	-	-
総株主の議決権	-	3,000	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は、2023年1月26日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、本発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間(2021年6月1日から2021年11月30日まで)の中間連結財務諸表を作成していないため、当中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間連結会計期間(2022年6月1日から2022年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、清稜監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	427,975	379,133
受取手形及び売掛金	244,952	632,090
商品及び製品	795,885	1,206,957
仕掛品	189	89
原材料及び貯蔵品	13,459	9,901
その他	47,920	24,109
貸倒引当金	△13,309	△15,002
流動資産合計	1,517,074	2,237,279
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※ 90,111	104,083
土地	※ 69,684	69,684
その他	87,707	89,263
減価償却累計額	△110,653	△115,284
有形固定資産合計	136,848	147,746
無形固定資産		
ソフトウェア	10,004	8,539
無形固定資産合計	10,004	8,539
投資その他の資産		
繰延税金資産	44,513	45,137
その他	70,991	71,025
投資その他の資産合計	115,504	116,163
固定資産合計	262,358	272,448
資産合計	1,779,432	2,509,728

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	119,834	368,506
短期借入金	※ 380,000	645,454
1年内返済予定の長期借入金	※ 148,920	125,634
未払法人税等	125,614	145,041
賞与引当金	1,417	2,939
その他	110,721	104,597
流動負債合計	886,508	1,392,172
固定負債		
長期借入金	※ 169,094	112,352
退職給付に係る負債	2,404	2,592
その他	823	-
固定負債合計	172,322	114,944
負債合計	1,058,830	1,507,116
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	710,602	992,611
株主資本合計	720,602	1,002,611
純資産合計	720,602	1,002,611
負債純資産合計	1,779,432	2,509,728

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)	
売上高		2,290,171
売上原価		1,322,603
売上総利益		967,568
販売費及び一般管理費	※ 1	542,644
営業利益		424,923
営業外収益		
受取利息及び受取配当金		225
その他		590
営業外収益合計		816
営業外費用		
支払利息		2,525
為替差損		314
その他		140
営業外費用合計		2,979
経常利益		422,759
特別利益		
固定資産売却益	※ 2	3,624
特別利益合計		3,624
税金等調整前中間純利益		426,384
法人税、住民税及び事業税	※ 3	144,998
法人税等調整額		△624
法人税等合計		144,374
中間純利益		282,009
親会社株主に帰属する中間純利益		282,009

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
中間純利益		282,009
中間包括利益		282,009
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		282,009

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	710,602	720,602	720,602
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益		282,009	282,009	282,009
当中間期変動額合計	-	282,009	282,009	282,009
当中間期末残高	10,000	992,611	1,002,611	1,002,611

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	426,384
減価償却費	12,061
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,693
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	187
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,522
受取利息及び受取配当金	△225
支払利息	2,525
為替差損益 (△は益)	△33
有形固定資産売却損益 (△は益)	△3,624
売上債権の増減額 (△は増加)	△387,137
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△407,414
仕入債務の増減額 (△は減少)	248,671
その他	16,323
小計	△89,066
利息及び配当金の受取額	225
利息の支払額	△2,525
法人税等の支払額	△125,571
営業活動によるキャッシュ・フロー	△216,937
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△22,000
有形固定資産の取得による支出	△26,507
有形固定資産の売却による収入	7,842
その他	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,670
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	265,454
長期借入金の返済による支出	△80,028
その他	△494
財務活動によるキャッシュ・フロー	184,931
現金及び現金同等物に係る換算差額	33
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△72,642
現金及び現金同等物の期首残高	367,455
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 294,812

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

エストレード株式会社

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による薄価切下げの方法により算定）

①商品

最終仕入原価法

②製品・仕掛品・原材料

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

その他 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売

当社及び連結子会社は、アウトドアスポーツ事業、工業用製品事業の各分野の商品の販売、及び製品の製造販売を主な事業とし、これら商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、アウトドアスポーツ事業において、他社が運営するポイント制度に基づき商品又は製品の販売時に顧客に付与するポイント相当額については、第三者のために回収する額として控除した純額で収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
建物	0千円	-千円
土地	37,000千円	-千円
計	37,000千円	-千円
	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
短期借入金	100,000千円	-千円
1年内返済予定の長期借入金	69,984千円	-千円
長期借入金	85,044千円	-千円
計	255,028千円	-千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
役員報酬	41,928千円
給料手当及び賞与	99,077千円
荷造運賃	67,556千円
広告宣伝費	46,821千円
支払手数料	165,205千円
減価償却費	12,061千円
退職給付費用	514千円
貸倒引当金繰入額	1,693千円
賞与引当金繰入額	2,939千円

※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
その他	3,624千円
計	3,624千円

※ 3 中間連結会計期間における税金費用については簡便法により計算しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	200	299,800	-	300,000

(注) 2022年10月5日開催の取締役会決議により、2022年10月15日付で普通株式1株を1,500株に分割しております。これにより株式数は299,800株増加し、300,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
現金及び預金	379,133千円
預金期間3か月を超える定期預金	△84,320千円
現金及び現金同等物	294,812千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年5月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	318,014	317,960	△53
負債計	318,014	317,960	△53

当中間連結会計期間(2022年11月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	237,986	237,940	△46
負債計	237,986	237,940	△46

(※)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年5月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2022年11月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	317,960	-	317,960
負債計	-	317,960	-	317,960

当中間連結会計期間(2022年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	237,940	-	237,940
負債計	-	237,940	-	237,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当社は、各店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、本社に商品・製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は、取り扱う商品・製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(2) 各報告セグメントに属する商品・製品及びサービスの種類

「アウトドアスポーツ事業」は、主にEC販売、店舗販売及び卸売を行っております。

「工業用製品事業」は、主に海外からセキュリティインキ原料及び灌漑用商材（スプリンクラー等）を仕入れ、国内企業に卸売等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当中間連結会計期間（自 2022年6月1日 至 2022年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表計上額 (注) 2
	アウトドア スポーツ事業	工業用製品 事業	計		
売上高					
eコマース	960,221	-	960,221	-	960,221
店舗運営	321,509	-	321,509	-	321,509
卸売	829,041	128,121	957,162	-	957,162
その他	51,277	-	51,277	-	51,277
顧客との契約から生じる収益	2,162,050	128,121	2,290,171	-	2,290,171
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,162,050	128,121	2,290,171	-	2,290,171
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,415	-	9,415	△9,415	-
計	2,171,465	128,121	2,299,586	△9,415	2,290,171
セグメント利益	390,710	34,212	424,923	-	424,923
セグメント資産	1,984,459	90,262	2,074,721	435,006	2,509,728
その他項目					
減価償却費	12,033	27	12,061	-	12,061
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	29,221	-	29,221	-	29,221

（注）1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント資産の調整額435,006千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。なお、全社資産は主に当社の余剰運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2022年6月1日 至 2022年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
1株当たり純資産額	2,402円00銭	3,342円03銭

	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
1株当たり中間純利益	940円03銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2022年10月15日付で普通株式1株につき1,500株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。
3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	282,009
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	282,009
普通株式の期中平均株式数(株)	300,000

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年2月22日

株式会社ミモナ
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所
指定社員
業務執行社員
公認会計士 井上 達也
指定社員
業務執行社員
公認会計士 中村 健太郎

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミモナの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年6月1日から2022年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミモナ及び連結子会社の2022年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年6月1日から2022年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。